

## 令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託企画提案競技実施要領

令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

### 1 委託業務名

令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託

### 2 委託する業務の内容

埼玉県への移住促進を図るための効果的なプロモーション等の実施

### 3 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

### 4 予算額

上限 6,952千円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり予定価格はこの範囲内で別途算定する。

### 5 参加資格

次の（１）～（８）のすべてを満たす事業者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- （２）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと
- （３）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- （４）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと
- （５）民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと
- （６）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと
- （７）物品買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第8

70号)に基づく令和3・4年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA又はB等級として格付けされた者のうち、営業品目(小分類)が「広告代理業務」に登録された者又は平成31年4月1日以後に、当該案件と規模をほぼ同じくする官公庁等が実施した移住促進・関係人口創出業務又はプロモーション業務の実績を有する者

(8) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること

## 6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

5月	18日(水)	要領の公開(HPの公開)
	18日(水)～24日(火)	質問受付期間
	25日(水)	質問回答
5月	26日(木)～6月7日(火)	企画提案参加者募集期間
5月	26日(木)～6月8日(水)	企画提案書提出期限
6月	16日(木)	県から質問送付
	21日(火)	県への回答期限
	6月下旬	委託候補者決定
	7月上旬	委託契約(見込み)

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法:「令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託に係る企画提案競技に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス: a2760-01@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名: (法人名)住むなら埼玉質問書

(エ) 質問受付期間及び質問事項への回答日については「6 スケジュール」を参照すること。なお、質問事項への回答は県ホームページに掲載する。

### (2) 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下

に基づき、予め参加表明を行うものとする。

ア 参加表明手続き

令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託に係る企画提案競技参加申請書（様式第2号）1部を提出すること。

イ 提出期限

「6 スケジュール」を参照

ウ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎2階南西側）

※提出は、電子メール又は持参

（メール提出先）a2760-01@pref.saitama.lg.jp

（メール件名）（法人名）住むなら埼玉参加表明

（3）企画提案書等の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期限

「6 スケジュール」を参照（当日必着）

イ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎2階南西側）

ウ 提出書類

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。すべての様式はA4版（企画提案書の別添資料はA3も可）とする。

（ア）すべての参加者が提出する書類等

**a 令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託に係る企画提案書（様式第3号）**

令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に示す内容に基づいて、次の各項目（例示）の提案内容について作成すること。ページ数は写真、画像も含めA4版で30ページ以内とすること。

（a）基本方針

本委託業務の趣旨を踏まえたコンセプト及び重要と思われるポイント等

（b）具体的な企画案

仕様書の項目に基づき、本委託業務の趣旨を具現化するための具体的な企画案を作成すること。

（c）本委託業務に当たって、業務実施能力など自社能力をPRできる事項

<b>b 業務工程表（様式自由）</b>
各業務に係るスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成すること。
<b>c 業務実施体制調書（様式第4号）</b>
本委託業務の実施体制について作成すること。
<b>d 類似業務実績調書（様式第5号）</b>
平成31年4月1日以後に、当該案件と規模をほぼ同じくする官公庁等移住促進・関係人口創出業務又はプロモーション業務の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は10項目を限度に記載すること。
<b>e 見積書（様式第6号）</b>
経費を積算した内訳書を添付すること。
<b>f 会社事業概要書（様式第7号）</b>
必要事項を記載し、会社の概要がわかるパンフレット等を添付すること。
<b>g 実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第8号）</b>
必要事項を記載して提出すること。

(イ) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類

<b>a 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書</b>
提案日前3か月以内に取得したもの。
<b>b 決算関係書類</b>
過去1年分の貸借対照表及び損益計算書
<b>c 各納税証明書</b>
法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

※（ア）a～gは電子データも提出すること。（パンフレット等は除く）

※本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類については2部（正本1部、副本1部）提出すること。

オ 提出方法

持参（17時まで）又は郵送（当日必着）

※FAX、電子メールでの提出は不可。郵送の場合は配達証明によること。

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成などに要する費用等）は参加者の負担とする。

## 8 審査・選定

応募資格ほか提出書類を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

- (1) 県は、提出書類等を確認し、質問事項等を「6 スケジュール」にある期日までに電子メールで応募者へ送付する。
- (2) 応募者は、質問事項等に対する回答を作成し「6 スケジュール」にある期日までに電子メールで提出する。(回答提出先：地域政策課 地域振興担当 a2760-01@pref.saitama.lg.jp)
- (3) 県は業務に関する企画提案競技審査委員会により、提出された企画提案書、その他提出書類及び(2)の回答内容に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、基準点を超えた者のうち最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。  
なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。
- (4) 県は、提出書類等に基づく審査を実施し、審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。

## 9 契約先候補者の決定方法

県は業務に関する企画提案競技審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

## 10 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、契約先候補者と県の間で協議の上、改めて見積書の提出後、契約を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等は、2番目に評価点が高かった者と改めて協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

## 11 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効  
次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの
- オ 「7（3）企画提案書等の提出」のウに示す提出書類がないもの
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

（2）企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

1.2 問合せ先

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

電話：048-830-2768

電子メール：a2760-01@pref.saitama.lg.jp